

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和6年10月9日

選挙管理委員会事務局

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	選挙管理委員会定例会	
開催日時	令和6年10月9日（水） 午前10時00分から 午前10時45分まで	
開催場所	市役所 別館5階 502会議室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和6年10月9日（水）
午前10時00分から
午前10時45分まで
市役所 別館5階 502会議室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

衆議院議員総選挙関係

- 議案第19号 ポスター掲示場設置の場所の決定について
- 議案第20号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について
- 議案第21号 前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第22号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第23号 開票管理者の選任について（小選挙区）
- 議案第24号 開票管理者の職務代理者の選任について（小選挙区）
- 議案第25号 開票管理者の選任について（比例代表）
- 議案第26号 開票管理者の職務代理者の選任について（比例代表）
- 議案第27号 投票所の指定について
- 議案第28号 期日前投票所の指定について
- 議案第29号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について
- 議案第30号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について
- 議案第31号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について
- 議案第32号 裁判官氏名等掲示の場所の決定について
- 議案第33号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- 議案第34号 公示日以前における在外選挙人名簿に登載されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- 議案第35号 啓発宣伝計画の決定について
- 議案第36号 開票の日時及び場所の決定について

在外選挙人関係

議案第37号 在外選挙人名簿から抹消することについて

5 その他

6 閉会

出席委員（4人）

委 員 長	細 田 昭 司
委 員 長 代 理	加 藤 洋 子
委 員	金 子 智 恵 子
委 員	藤 井 尚 夫

欠席者なし

事 務 局	選挙管理委員会事務局長	神 頭 勇
事 務 局	選挙管理委員会事務局次長	高 橋 陸 至
事 務 局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐 藤 真

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 選挙管理委員会定例会 出席一覧表
- ・ 議案第 19 号 ポスター掲示場設置の場所の決定について
- ・ 議案第 20 号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について
- ・ 議案第 21 号 前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- ・ 議案第 22 号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- ・ 議案第 23 号 開票管理者の選任について（小選挙区）
- ・ 議案第 24 号 開票管理者の職務代理者の選任について（小選挙区）
- ・ 議案第 25 号 開票管理者の選任について（比例代表）
- ・ 議案第 26 号 開票管理者の職務代理者の選任について（比例代表）
- ・ 議案第 27 号 投票所の指定について
- ・ 議案第 28 号 期日前投票所の指定について
- ・ 議案第 29 号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について
- ・ 議案第 30 号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について
- ・ 議案第 31 号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について
- ・ 議案第 32 号 裁判官氏名等掲示の場所の決定について
- ・ 議案第 33 号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- ・ 議案第 34 号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- ・ 議案第 35 号 啓発宣伝計画の決定について
- ・ 議案第 36 号 開票の日時及び場所の決定について
- ・ 議案第 37 号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿抹消者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数の推移、近隣市の状況

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

それでは、日程3、会議録署名委員の指名でございます。

委員会規程第18条第2項の規定によりまして藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員

はい。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第19号 ポスター掲示場設置の場所の決定について

○細田委員長

次に、日程4、議題でございます。

「議案第19号 ポスター掲示場設置の場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第19号、ポスター掲示場設置の場所の決定について。

令和6年10月27日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を別紙とおりに設置することについて議決を求め
る。

令和6年10月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上でございます。

○細田委員長

説明が終わりました。何か御質疑ございますか。

いいですか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり決しました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第20号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

○細田委員長

次に、「議案第20号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第20号、ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について。

令和6年10月27日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙において公職選挙法第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示できるポスター掲示場の区画数は、8区画とすることについて議決を求める。

令和6年10月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

こちらにつきましては、県の選挙管理委員会からの通知がございまして、本市、朝霞市の区域におきましては、8区画を目安とするとされてございますので、それに従いまして、8区画ということでやらせていただこうと思います。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(ございません、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第20号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第21号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第21号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第21号、投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

令和6年10月27日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和6年10月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

別紙でございますが、第1投票区から第23投票区、それぞれ投票管理者とその職務代理者というところでこちらに載せております。

投票管理者、その職務代理者につきまして、いずれも市の職員でございます。「投票管理者」につきましては、主として課長補佐職、若しくは係長職。「投票管理者の職務を代理すべき者」としては、係長職で構成させていただいているものでございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。何か質疑ございますか。

(ありません、の声)

よろしいですか。

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第21号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第22号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第22号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第22号、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

令和6年10月27日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和6年10月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

「別紙」の方を御覧ください。こちらにつきましては、10月16日から10月26日までの期間、朝霞市役所と朝霞台出張所内の期日前投票所において、投票管理者につきましては、委員の皆様、若しくは元市の職員でお願いしたいと思っております。

それと、投票管理者の職務代理者でございますが、こちらにつきましては、市の職員でお願いしたいということで確認させていただきます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(ありません、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第22号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第23号 開票管理者の選任について（小選挙区）

○細田委員長

次に、「議案第23号 開票管理者の選任について」を議題といたします。

これは、私の一身上のことでございますので、交代させていただきまして、加藤委員長代理、お願いいたします。

（細田委員長、退室）

○加藤委員長代理

おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、委員長に代わりまして、加藤がさせていただきます。

しばらくの間、委員長の職務を行います。

それでは、議案第23号について、事務局の説明を求めます。お願いします。

○事務局・高橋局次長

議案第23号、開票管理者の選任について。

令和6年10月27日に執行される見込みの衆議院総選挙区選出議員選挙における開票管理者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和6年10月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

小選挙区の朝霞市開票区の管理者として、細田委員長にお願いするものでございます。

○加藤委員長代理

ただいま説明が終わりましたが、いかがいたしますか。

それでは、質疑ありませんか。

ないようですので、ただいまの原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

異議なしの声でございます。

異議なしと認めます。委員長席を委員長と交替いたします。

ありがとうございました。

（細田委員長、入室）

◎ 4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第 2 4 号 開票管理者の職務代理者の選任について（小選挙区）

○細田委員長

次に、「議案第 2 4 号 開票管理者の職務代理者の選任について」でございます。

これは金子委員に関する一身上の問題でございますので、退席をお願いいたします。

○金子委員

分かりました。

（金子委員、退室）

○細田委員長

提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局・高橋局次長

議案第 2 4 号、開票管理者の職務代理者の選任について。

令和 6 年 1 0 月 2 7 日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙における開票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和 6 年 1 0 月 9 日提出。朝霞市選挙管理委員長。

小選挙区の朝霞市開票区の職務代理者といたしましては、金子委員にお願いしようと考えているものでございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か質疑はございますか。

（ございません、の声）

質疑なければ、質疑なしと認めます。

議案第 2 4 号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 2 4 号については、原案のとおり同意されました。

戻ってください。

（金子委員、入室）

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第25号 開票責任者の選任について（比例代表）

○細田委員長

次に、「議案第25号 開票管理者の選任について（比例代表）」を議題といたします。

これは加藤職務代理の一身上に関することですので、退席をお願いいたします。

（加藤委員長代理、退室）

○細田委員長

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局・高橋局次長

議案第25号、開票管理者の選任について。

令和6年10月27日に執行される見込みの衆議院比例代表選出議員選挙における開票管理者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和6年10月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

比例代表の方の開票管理者につきましては、加藤委員にお願いしようと考えているものでございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か質疑ございますか。

（ございません、の声）

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第25号につきまして、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（はい、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり同意されました。

（加藤委員長代理、入室）

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第26号 開票管理者の職務代理者の選任について（比例代表）

○細田委員長

次に、「議案第26号 開票管理者の職務代理者の選任について（比例代表）」を議題といたしま

す。

これは藤井委員の一身上に関する事でございますので、退席をお願いいたします。

(藤井委員、退室)

○細田委員長

提案理由の説明をお願いいたします。

○事務局・高橋局次長

議案第26号、開票管理者の職務代理者の選任について。

令和6年10月27日に執行される見込みの衆議院比例代表選出議員選挙における開票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和6年10月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

比例代表の開票管理者の職務代理といたしまして、藤井委員にお願いしようというふうに考えているものでございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第26号につきまして、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり同意されました。

(藤井委員、入室)

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第27号 投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第27号 投票所の指定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

○事務局・高橋局次長

議案第27号、投票所の指定について。

令和6年10月27日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票所の場所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和6年10月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

こちら下の表でございますが、第1投票区から第23投票区までの投票所につきましては、表の右側のとおりで、前回市議会議員選挙の投票所と同じ所を利用するものでございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第27号につきまして、何か質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第27号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第28号 期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第28号 期日前投票所の指定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

○事務局・高橋局次長

議案第28号、期日前投票所の指定について。

令和6年10月27日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和6年10月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

ということで、期日前投票所につきましては、「朝霞市役所内」と「朝霞台出張所内」ということで、期間につきましては、いずれも「令和6年10月16日から令和6年10月26日まで」とい

うことで、公示日の翌日から投票日の前日までとなっております。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑はございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第28号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第29号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第29号 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第29号、在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定について。

令和6年10月27日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院議員比例代表選出議員選挙において、公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定による期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和6年10月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

在外選挙人が投票を行う投票所といたしましては、朝霞市役所内、朝霞台出張所内の期日前投票所、いずれでもできるものというふうに定めたものでございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第29号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第30号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第30号 開票立会人のくじの日時及び場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第30号、開票立会人のくじの日時及び場所の決定について。

令和6年10月27日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人となるべき者につき公職選挙法第62条第2項の規定により行うべきくじ、又は衆議院小選挙区選出議員選挙における開票立会人となるべき者につき同条第4項の規定により行うべきくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和6年10月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

開票立会人のくじの日時につきましては、令和6年10月24日、時間が午後5時30分。場所につきましては、朝霞市役所内ということでございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か質疑ございますか。よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第30号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(ございません、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第31号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第31号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第31号、投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について。

令和6年10月27日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法第175条第1項の規定に基づき行う候補者の氏名等掲示につき、同条第3項本文の規定により行うくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和6年10月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

日時につきましては、令和6年10月15日、午後5時30分。

場所につきましては、朝霞市役所内でございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第31号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(はい、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第32号 裁判官氏名等掲示の場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第32号 裁判官氏名等掲示の場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第32号、裁判官氏名等掲示の場所の決定について。

令和6年10月27日に執行される見込みの衆議院議員総選挙の期日に行う最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官の氏名等掲示の場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和6年10月9日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

下の表を御覧いただきますと、第1投票区から第23投票区で、掲示の場所につきましては、投票所と同じ場所でございます。投票所の中に掲示をするように考えてございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。何か御質疑ございますか。

(ございません、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第32号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第33号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に、「議案第33号 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を

議題といたします。

説明をお願いいたします。

○事務局・高橋局次長

議案第33号、公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について。

令和6年10月27日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法施行令第53条第1項、59条の4第4項及び第59条の5の4第7項の選挙管理委員会の定める日は、公示日前4日とすることについて議決を求める。

令和6年10月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

不在者投票用紙の請求があった場合につきましては、公示日より前から郵送できるというふうに定められてございますので、今回猶予をもちまして4日前とさせていただいているものでございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第33号につきまして、御質疑ございますか。

(ございません、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第33号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第34号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に、「議案第34号 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

○事務局・高橋局次長

議案第34号、公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について。

令和6年10月27日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院議員比例代表選出議員における公職選挙法施行令第65条の13の規定により読み替えて適用される第53条第1項の選挙管理委員会の定める日は、公示日前4日とすることについて議決を求める。

令和6年10月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

こちらにつきましては、前の議案第33号と同様に、請求があったものについては早めに選挙人に対し交付できるように余裕をもちまして、4日前というふうに定めたいと考えているものでございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第34号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第35号 啓発宣伝計画の決定について

○細田委員長

次に、「議案第35号 啓発宣伝計画の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

○事務局・高橋局次長

議案第35号、啓発宣伝計画の決定について。

令和6年10月27日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における啓発宣伝計画を別紙のとおり定めることにつ

いて議決を求めらる。

令和6年10月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

次を御覧ください。

衆議院議員総選挙における啓発について。

まず、掲示でございますが、1番目といたしましては、懸垂幕1張ということで、市役所の正面に掲示させていただこうと考えております。

それと、横断幕6張ということで、朝霞駅の南口と東口、あと北朝霞駅の南口、東口、朝霞台駅南口、それと溝沼市民センターでございます。

あと、のぼり旗90本ということで、朝霞市役所のほか19か所、市の施設について、のぼり旗を掲げます。

それと、県から届く予定でございますが、ポスターでございますが、市役所や市内各公共施設等につきまして掲示を考えてございます。

あとは、市役所の1階のロビーでございますが、掲示板がございますので、電光掲示板に掲示をしたいということで考えております。

続きまして、文書での啓発でございますが、まずは、選挙の周知チラシということで、こちらにつきましては、10月12日、一応予定ということで、投票所入場券の発送に合わせまして、入場券の封筒の中にチラシの方を入れて啓発したいというふうに考えております。

それと、選挙公報につきましては、小選挙区、比例代表、最高裁判所の裁判官の国民審査について、選挙公報を市のホームページに10月22日に掲載したいと考えております。また、各家庭にポスティングにより配布ということで、遅くなってしまうのですが、10月22日から26日土曜日までの間に全世帯に配布をしたいというふうに考えてございます。

そのほか、3番目といたしまして、市のホームページですとか、X、メール等で選挙のお知らせの内容につきまして掲載したいということで、10月15日に掲載予定でございます。

続きまして、口頭宣伝でございますが、こちらについては、広報車によりまして12日間、公示の日から選挙期間中、選挙期日まで周知用の啓発テープを使用し、市内を巡回したいというふうに考えております。

それと、防災行政無線による広報ということで、選挙前日の1回、選挙当日につきましては、2回、防災行政無線で放送したいというふうに考えてございます。

最後でございますが、街頭啓発ということで、明るい選挙推進協会と選挙管理委員会の合同で、朝霞駅、朝霞台駅・北朝霞駅の各駅前におきまして、10月24日、木曜日に実施したいと考えてございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

確認ですが、FM放送はやらないのですか、今回は。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

FM放送につきましては、現在依頼中でございますので、相手方が承諾されれば、実施したいと考えています。

○細田委員長

では、そのようにお願いします。

ほかに、質疑ございますか。

(ございません、の声)

質疑がなければ、質疑を終結いたします。

議案第35号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第36号 開票の日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第36号 開票の日時及び場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第36号、開票の日時及び場所の決定について。

令和6年10月27日に執行される見込みの衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票の日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和6年10月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

朝霞市における開票の場所につきましては、日時として、令和6年10月27日、午後9時。場所につきましては、朝霞市立総合体育館サブアリーナということで定めたいと考えてございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第36号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で、衆議院議員総選挙関係の議案につきましては、終了いたしました。

◎4 議題 在外選挙人関係

議案第37号 在外選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第37号 在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

○事務局・高橋局次長

議案第37号、在外選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和6年10月9日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1人。女、2人。計、3人でございます。

今回、実際に抹消になる対象の方につきましては、次のページに掲載してございます。

その結果、朝霞市での現時点における在外選挙人名簿登録者数につきましては、男、50人。女、54人。計、104人というふうになってございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第37号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

以上で、議題につきましては、終了いたしました。

◎5 その他

○細田委員長

次に、日程5「その他」でございます。

この際、委員の方から何かございますか。

いいですか。

では、事務局の方から何かございますか。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

ございません。

◎6 閉会

○細田委員長

以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。